

● 解説 ● 日本学生支援機構の奨学金貸与事業について

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構では、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するため、学生支援の一環として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資の貸与を行う奨学金貸与事業を実施しています。

当機構の奨学金貸与事業は、教育の機会均等と人材育成に資する重要な国の教育施策を担うものであり、平成一六年度より旧日本育英会から引き継いで実施しています。これまで延べ八一四万人に貸与し、貸与した金額は八兆三千万円に上っており、この事業へのニーズと役割の大きさを表しています。

また、当機構では奨学生の資質向上を図るなどの目的をもって、在学する学校と連携・協力して奨学生の教育上の指導業務も行っています。

意欲と能力のある学生等が経済的に自立し、自らの意志

と責任により大学等で学ぶことができるようにとの理念の下で、当機構はこの事業が学生等の多様なニーズに対応できるよう充実を図るとともに、適切な返還金の回収を行い、さらなるサービスの向上に努めています。

一 貸与人員と貸与金額

平成一九年度の奨学金貸与事業費は前年度より五〇四億円増（六・三％増）の八五〇三億円となっています。貸与人員は第一種・第二種奨学金を合わせて百万人を超え、一四万三千人（都道府県に移管された高等学校等奨学金に係る貸与人員一二万四千人を含む。）となっており、過去五年間で事業費が一・五倍、貸与人員が一・三倍の伸びとなっています。（表1）

全学生数に対する奨学生の割合は、平成一八年度の実績

で二七・一％となっており、三・七人に一人が奨学金を受けていることとなります。（表2）

二 奨学金の主な制度

（一）種類と対象者

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。対象は、大学学部・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程に在学する学生・生徒です。高等学校・専修学校高等課程の奨学金については、平成一七年度入学者から各都道府県に移管されています。

（二）申込と採用

申込はインターネットにより行っており、申込から返還完了まで全ての情報を電算管理システム「イクシス」により一元管理しています。

採用は各学校長の推薦を受けた申込者について、当機構が人物・健康・学力・家計の各基準に照らして総合的な選考を行い、採否を決定します。第二種奨学金は第一種奨学金よりもゆるやかな基準によって選考されます。（表3）

表1 貸与人員と貸与額の推移（予算）

| 区 分 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 貸与人員（千人） | 866 | 965 | 1,034 | 1,092 | 1,143 |
| 貸与金額（億円） | 5,790 | 6,820 | 7,510 | 7,999 | 8,503 |

表2 全学生数に対する奨学生の割合

| 区 分 | 奨学生数(A) | 全学生数(B) | 比率(A/B*100) | 何人に1人 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|-------|
| 大 学 | 752,017 人 | 2,700,118 人 | 27.9 % | 3.6 人 |
| 大 学 院 | 84,911 | 219,785 | 38.6 | 2.6 |
| 高 等 専 門 学 校 | 6,202 | 56,329 | 11.0 | 9.1 |
| 専修学校専門課程 | 128,873 | 609,554 | 21.1 | 4.7 |
| 計 | 972,003 | 3,585,786 | 27.1 | 3.7 |

(注) 1. 「大学」とは大学学部と短期大学です。
2. 高等学校と専修学校高等課程は含まれません。
3. 海外留学奨学金分は含まれません。

表4 貸与月額表（第一種・第二種）

| 区 分 | | | 貸与月額（円） | |
|-----------------------|-----------------|--------------------|--------------------|--------|
| | | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 第一種奨学金 (平成19年度入学者) | 大 学 | 国・公立 | 45,000 | 51,000 |
| | | 私 立 | 54,000 | 64,000 |
| | | 私立短大 | 53,000 | 60,000 |
| 大 学 院 | 修士・博士前期課程、法科大学院 | 88,000 | | |
| | 博士・博士後期課程 | 122,000 | | |
| 高等専門学校 | 国 公 立 | (45,000) 21,000 | (51,000) 22,500 | |
| | 私 立 | (53,000) 32,000 | (60,000) 35,000 | |
| 専修学校専門課程 | 国 公 立 | 45,000 | 51,000 | |
| | 私 立 | 53,000 | 60,000 | |

高等専門学校の（ ）内の月額は平成19年度入学者が4年次に進級した時に適用します。

| 区 分 | | 貸与月額（自由選択） |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 第二種奨学金 | 大学・短大・高専（4・5年）・専修(専門) | 3万円・5万円・8万円・10万円 |
| | 私立大学 医・歯学課程 | 大学の貸与月額のほか、14万円 |
| | 私立大学 薬・獣医学課程 | 大学の貸与月額のほか、12万円 |
| | 大 学 院 | 5万円・8万円・10万円・13万円 |
| | 法科大学院 | 大学院の貸与月額のほか、17万円・20万円 |

表3 推薦基準（第一種・第二種）

| 区 分 | 第一種奨学金 | 第二種奨学金 |
|------|--|--|
| 学力基準 | ①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において上位1/3以内 | ①平均水準以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生 |
| 家計基準 | 998万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合 | 1,344万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合 |

(三) 予約採用と在学採用
奨学生の採用方式は、大学等に進学する前年に、在学する学校を通じて採用候補者として決定し、進学後に奨学生として本採用する予約採用方式と、進学後の学校を通じて毎年春に募集し、奨学生として採用する在学採用方式の二種類があります。

大学学部一年次の平成一八年度新規採用者についてみると、予約採用方式で採用された者が第一種奨学金で三五・一％、第二種奨学金で四八・一％、在学採用方式で四・九％、第二種奨学金で五一・九％となっています。

(四) 緊急採用と応急採用
主たる家計支持者の失職・破産・事故・病気・死亡等又は火災・風

水害等による家計急変のため、緊急に奨学金を必要とする者については、在学する学校を通じて、随時、緊急採用（第一種奨学金）及び応急採用（第二種奨学金）を行っています。

(五) 貸与額と貸与期間
貸与額は、第一種奨学金では学種・設置者・通学形態・入学年度別に貸与月額が定められており、第二種奨学金では四種類の定額の貸与月額を本人が選択できるようになっています。(表4)

さらにこれらの貸与月額とは別に、入学年次に奨学金を受ける者は本人の希望により、入学時特別増額奨学金（第二種奨学金）を受けることができます。

奨学金の貸与期間は、当機構が認めた貸与始期から在学する学校の修業年限までとしています。

(六) 奨学金の保証制度
奨学金を受けるには人的保証か機関保証のいずれかを選

択する必要があります（海外留学に係る第二種奨学金は人的保証と機関保証の双方が必要）。

人的保証は、奨学金申込時に連帯保証人を、貸与終了時に連帯保証人・保証人を選任するものです。

機関保証は保証機関（財団法人日本国際教育支援協会）に一定の保証料を支払うことにより、保証機関が貸与期間中及び返還期間中を通して連帯保証するものです。この機関保証制度は平成一六年度新規採用者から導入されたもので、意欲と能力のある学生等が経済的に自立し、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにするものです。

人的保証と機関保証のいずれを選択するかは、本人の自主的な判断によるものであり、平成一八年度採用者については、人的保証選択者が七一・一％、機関保証選択者が二八・九％となっています。

(七) 奨学金の交付
奨学金は、原則として、毎月一回当月分を奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。

なお、平成一八年度までは、継続者（大学院を除く。）については四月分を五月分振り込みの際に合わせて振り込

んでいましたが、平成一九年度からは、次に述べる適格認定手続きの迅速化に伴い四月分を同月内に振り込むことが可能となりました。

(八) 奨学生の適格認定と助言・指導

当機構では、各学校を通じて、毎年一回学年終了時に奨学生に対して奨学金貸与の継続の意志を確認するとともに、修学状況・経済状況等に照らして奨学生としての資格を確認する適格認定を実施しています。一定の基準に基づく認定結果により、奨学生として勉学に励み充実した生活を送るよう激励等の助言を行い、貸与要件を喪失したと認められた者には速やかに停止・廃止の措置を行います。(表5)

適格認定を厳格に実施するため、平成一八年度から認定手続をインターネット化し、認定基準の適用状況等を各学校と当機構の双方で確認することにより、適切な運用に努めています。また併せて手続の迅速化を図っています。

また、学校長の協力を得て、奨学生に対して返還金の意義・重要性について周知徹底し、卒業後は奨学金の返還を確実に履行するよう指導も行っていきます。

完了まで適用します。

利率見直し方式は、第二種奨学金の返還期間中、おおむね五年ごとに返還に係る利率を見直す利率決定方式で、貸与期間終了時は利率固定方式と同様に利率を決定しますが、以後おおむね五年ごと(返還を猶予されている期間は除く)に各時点の財投利率と債券利率を加重平均して改めて利率を決定します。

利率算定方法の選択は奨学金申込時に行いますが、貸与期間が終了する年度の一定期日までに変更することが可能です。

三 奨学金の返還

返還金は次の奨学生のための奨学金の財源となるものであり、その確実な回収は奨学金貸与事業を維持・発展させていく上でたいへん重要です。

奨学生一人ひとりが返還の意義と重要性を認識し、責任を持って返還の義務を果たすことが求められます。

(一) 返還状況

平成一八年度は、当該年度中に返還すべき要返還額二八

表5 平成18年度 適格認定の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 審査対象者 | 処置者 | | | | | 計 |
|----------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|---|
| | | 廃止 | 停止 | 警告 | 激励 | | |
| 大 学 | 561,316 | 5,845 | 6,953 | 6,961 | 24,778 | 44,537 | |
| 大 学 院 | 45,885 | 204 | 125 | 65 | 451 | 845 | |
| 高等専門学校 | 4,572 | 30 | 82 | 239 | 412 | 763 | |
| 専修学校専門課程 | 77,007 | 922 | 820 | 930 | 2,341 | 5,013 | |
| 計 | 688,780 | 7,001 | 7,980 | 8,195 | 27,982 | 51,158 | |

(注) 審査対象者・処置者には高等学校・専修学校高等課程は含まれません。

表6 平成18年度 奨学金返還状況

| 区分 | 返 還 状 況 | |
|-------|---------|-------|
| | 千人 | 億円 |
| 要返還額 | 2,030 | 2,855 |
| 回収額 | 1,749 | 2,240 |
| 繰上返還額 | | 644 |
| 計 | | 2,884 |

表7 返還率の推移

(単位：%)

| 区分 | | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---------|----------|------|------|------|------|------|
| 奨学金 第一種 | 延滞分 | 17.0 | 16.2 | 13.3 | 13.1 | 12.1 |
| | 当年度期日到来分 | 92.1 | 92.1 | 92.2 | 92.9 | 93.2 |
| | 計 | 76.5 | 75.8 | 75.1 | 74.7 | 74.5 |
| 奨学金 第二種 | 延滞分 | 24.4 | 24.5 | 20.0 | 20.8 | 20.1 |
| | 当年度期日到来分 | 93.1 | 93.2 | 92.7 | 93.2 | 93.5 |
| | 計 | 85.9 | 86.2 | 85.0 | 85.3 | 85.5 |
| 合計 | 延滞分 | 18.0 | 17.4 | 14.4 | 14.6 | 13.8 |
| | 当年度期日到来分 | 92.4 | 92.4 | 92.4 | 93.0 | 93.3 |
| | 小計 | 78.6 | 78.5 | 77.9 | 78.2 | 78.5 |

五五億円に対し、二二四〇億円を回収し、これに繰上返還額を加えると、二八八四億円を回収しました。これを人員ベースで見ると、平成一八年度末において返還すべき者一〇三万人のうち、一七五万人が返還期日までに返還しています。(表6)

(二) 返還率と延滞

要返還額に対する返還額(繰上返還額を除く)の割合

(九) 利率算定方法選択制 (平成一九年度の新規施策)

第二種奨学金を受ける学生等の利便性等に資するため、平成一九年度新規採用者から、第二種奨学金の利率の算定方法として、

- ① 利率固定方式
- ② 利率見直し方式

のどちらか一方を本人が選択できる利率選択制を導入しました。

利率固定方式は、第二種奨学金の返還期間中、返還に係る利率が一定である利率決定方式で、貸与期間終了時にその交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金と日本学生支援債券の利率を加重平均して利率を決定し、当該利率を返還

表9 延滞債権の状況

| | | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度末3月以上延滞債権(億円)(A) | 総合 | 1,363 | 1,564 | 1,787 | 1,864 | 2,074 |
| | 第一種 | 1,007 | 1,083 | 1,141 | 1,104 | 1,137 |
| | 第二種 | 357 | 481 | 646 | 760 | 937 |
| 期末貸与金残高(億円)(B) | 総合 | 30,258 | 33,812 | 37,997 | 42,518 | 47,243 |
| | 第一種 | 19,275 | 20,151 | 21,034 | 21,882 | 22,574 |
| | 第二種 | 10,982 | 13,661 | 16,962 | 20,636 | 24,669 |
| 年度末要返還債権(億円)(C) | 総合 | 17,340 | 19,794 | 22,568 | 25,275 | 28,503 |
| | 第一種 | 12,134 | 12,873 | 13,521 | 14,007 | 14,452 |
| | 第二種 | 5,206 | 6,921 | 9,047 | 11,268 | 14,050 |
| 期末貸与金残高に対するリスク管理債権の割合(%) (A/B) | 総合 | 4.5 | 4.6 | 4.7 | 4.4 | 4.4 |
| | 第一種 | 5.2 | 5.4 | 5.4 | 5.0 | 5.0 |
| | 第二種 | 3.2 | 3.5 | 3.8 | 3.7 | 3.8 |
| 年度末要返還債権に対するリスク管理債権の割合(%) (A/C) | 総合 | 7.9 | 7.9 | 7.9 | 7.4 | 7.3 |
| | 第一種 | 8.3 | 8.4 | 8.4 | 7.9 | 7.9 |
| | 第二種 | 6.8 | 7.0 | 7.1 | 6.7 | 6.7 |

を示す返還率は、平成一八年度が七八・五％で、対前年度〇・三ポイント上昇しています。(表7)

このうち当年度期日到来分をみると、第一種奨学金と第二種奨学金を合わせた総合では九三・三％と前年度を〇・三ポイント上回り、第一種奨学金では九三・二％(対前年度〇・三ポイント上昇)、第二種奨学金では九三・五％(同〇・三ポイント上昇)といずれも返還率は上昇しています。

一方、延滞分についてみると、総合で一三・八％と前年度比〇・八ポイントの低下となっています。第一種奨学金では二二・一％(同一〇ポイント低下)、第二種奨学金では二〇・一％(同〇・七ポイント低下)となっています。

当年度期日到来分の返還率は上昇しているものの、延滞分の返還率は低下傾向となっています。

当機構は旧日本育英会から事業を継承し、過去の延滞分も引き継いでいます。これを含む延滞分の回収が大きな課題となっており、後記(四 返還金の回収の取組)に示すような様々な回収促進方策の推進に全力を挙げて取り組んでいます。

表8 新規返還者の初年度末の返還率

| 区分 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 返還率(%) | 92.7 | 92.2 | 93.4 | 93.8 | 93.7 |

(三) 新規返還者の初年度末の返還率

当機構としては、各学校と協力して、卒業を控えた奨学生を対象とする返還説明会等、様々な機会を通じ奨学生の返還意識の涵養に努めています。

前年度中に貸与期間が終了した新規返還者の初年度末の返還率は、平成一八年度末で、九三・七％となっています。過去五年の推移をみると、全体としては上昇傾向にありますが、平成一八年度の実績は前年度とほぼ横ばいになっています。(表8)

(四) 延滞債権の状況

延滞の状況にある者の返還期日未到来分を含む残存債権の総額を示す延滞債権の状況を見ると、平成一八年度の延滞三月以上の延滞債権(いわゆるリスク管理債権)は、第一種奨学金が一三七億円、第二種奨学金が九三

七億円、総合で二〇七四億円となっています。

リスク管理債権の増加は、事業規模の拡充に伴い貸与債権額が増加していることが要因と思われますが、貸与残高に対するリスク管理債権の比率は、平成一八年度の総合が四・四％で、平成一六年度と比べて〇・三ポイント減少しています。また、返還を要する債権に対するリスク管理債権の比率も、平成一八年度の総合は七・三％で、平成一六年度と比べて〇・六ポイント減少しています。(表9)

(五) 学種別の延滞率

学種別に、人員ベースで延滞率の状況を見ると、平成一八年度末の学種全体では、第一種奨学金の延滞率が一五・〇％、第二種奨学金の延滞率が一一・八％で、第一種奨学金の延滞率が第二種奨学金のそれよりも高い水準を示しています。これは第一種奨学金のみの対象となる高等学校の延滞率により引き上げられているためと思われます。

学種別にみると、ほぼ全ての学種で前年度よりも低くなっています。第一種奨学金、第二種奨学金ともに、専修学校の延滞率が高等学校を除く他の学種に比べて高くなっています。(表10)

表10 学種別延滞率 (単位：%)

| 区 分 | 平成15年3月末 現在 | 平成16年3月末 現在 | 平成17年3月末 現在 | 平成18年3月末 現在 | 平成19年3月末 現在 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 第一種奨学金 | 14.4 | 14.7 | 15.2 | 14.9 | 15.0 |
| 高等学校 | 24.2 | 25.2 | 26.2 | 26.4 | 27.1 |
| 大 学 | 10.9 | 11.0 | 11.3 | 11.0 | 10.9 |
| 大 学 院 | 6.7 | 6.9 | 7.2 | 6.4 | 6.4 |
| 高等専門学校 | 11.9 | 12.0 | 11.8 | 11.6 | 11.2 |
| 専 修 学 校 | 16.7 | 16.6 | 16.9 | 16.2 | 15.8 |
| 第二種奨学金 | 10.9 | 11.4 | 12.2 | 11.9 | 11.8 |
| 高等専門学校 | 8.7 | 6.4 | 6.5 | 4.4 | 6.3 |
| 大 学 | 10.7 | 11.1 | 11.9 | 11.7 | 11.5 |
| 大 学 院 | 7.1 | 7.0 | 7.2 | 6.6 | 6.4 |
| 専 修 学 校 | 15.0 | 15.1 | 15.6 | 15.2 | 14.8 |
| 計 | 13.5 | 13.8 | 14.3 | 13.9 | 13.7 |

表11 平成18年度 特に優れた業績による返還免除者数 (単位：人)

| | 貸与終了者 | 推薦者数 | 免除者数 | 全額免除 | 半額免除 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 修士課程 | 20,963 | 6,038 | 6,038 | 2,012 | 4,026 |
| 専門職大学院課程 | 1,956 | 551 | 551 | 185 | 366 |
| 博士課程 | 5,306 | 1,577 | 1,577 | 515 | 1,062 |
| 計 | 28,225 | 8,166 | 8,166 | 2,712 | 5,454 |

部有識者からなる当機構の業績優秀者免除認定委員会の審議を経て、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除する制度が導入されています。免除者数は、免除しようとする年度の大学院第一種奨学金貸与終了者の数の百分の三〇以下とされています。平成一八年度では、対象貸与終了者二万八二二五人のうち、各大学から推薦のあった者について、全額免除二七二二人、半額免除五四四四人、計八一六六人を返還免除としています。(表11)

四 返還金の回収の取組

(一) 返還金の回収方針

奨学金の回収は、返還者の預貯金口座からの自動口座振替制度により行っています。当機構ではこの返還方法を、奨学金を先輩から後輩へ引

(六) 返還猶予

奨学生であった者の現在の状況への配慮として、奨学生であった者が次に該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することがあります。

- ① 学校等に在学するとき
- ② 病気や失業等によって返還が困難となったとき

(七) 返還免除制度

返還免除には、奨学生又は奨学生であった者が死亡又は精神若しくは身体の障害のため返還ができなくなったとき、返還未済額の全部又は一部の返還を免除する制度があります。

この他に、大学・高等専門学校は平成九年度までの入学者、大学院は平成一五年度までの採用者を対象として、第一種奨学生であった者が在学期間や就職までの期限の条件を満たし、教育又は研究の職に一定期間在職したとき、願い出によって、その第一種奨学金の全部又は一部の返還を免除する制度があります。

また、平成一六年度以降の大学院第一種奨学生採用者からは、在学中に特に優れた業績を挙げた奨学生に対して、願い出に基づき在学大学から推薦のあった者について、外

継ぐという意味で「リレー口座」と呼んでいます。

残高不足により振替ができなかった場合には「振替不能通知」を送付し、併せて外部委託による電話での督促を行っています。また、連帯保証人・保証人に対しても返還がない初期の段階において、早期に督促を行っています。さらに、再三の督促にも係らず何ら応答のない返還者に対しては、法的措置を前提とした手続を厳格に行うなど、返還金の一層確実な回収に向けて努力しています。

(二) 平成一九年度の返還金回収方針

当機構では、返還金により一層確実な回収を図るため、平成一九年度は次のような回収促進方策を実施しています。

① リレー口座の加入督促と加入時期の早期化

リレー口座の未加入者に対し、外部委託による電話での加入督促を実施しています。

また、平成二〇年三月満期者から、リレー口座の加入時期を、従来返還誓約書提出後であったものを返還誓約書提出時まで早期化することにより、各学校との連携の下、リレー口座の全員加入を徹底します。

②住民票の提出を義務化

平成二〇年三月満期者から、学校との連携の下、返還誓約書提出時に住民票を提出することを義務化することにより、返還者の住所地の把握を徹底し、適正な回収を実施します。

③外部委託を活用した督促の拡大強化

延滞一年未満の者に対し、外部委託を活用した電話督促を量的に拡大して実施し、本人・連帯保証人・保証人に対する電話督促の徹底を図っています。

④延滞者への法的処理の徹底

一年以上の延滞者を対象として、法的措置を前提とした請求手続の徹底を図るため、平成一七年度末における延滞一年以上の者一四万件のうち、一年以内に入金のあった者や自己破産等の債務整理中の者を除いた約一〇万件を法的処理の対象とし、平成一九年度からの三年間で集中的に実施することとしています。平成一九年度は約四万五千件を対象として支払督促申立予告を実施しています。

⑤債権回収会社（サービサー）の活用

延滞者への電話督促や効率的な返還金回収が可能な債権に関する回収業務については、債権回収会社への外部委託を拡充して実施します。